

# 京都府受動喫煙防止憲章

- 「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために -

平成 24 年 3 月  
京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。これらの有害物質は、喫煙者が吸っている煙(主流煙)だけではなく、たばこから立ち昇る煙(副流煙)にも含まれており、各種有害物質の含有量は、主流煙よりもむしろ副流煙の方が多くなっています。

そのため、本人は喫煙しなくても、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」により、非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが問題となっています。

「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がんや急性心筋梗塞などの虚血性心疾患をはじめ、子供の呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

このように、たばこによる健康被害は、喫煙者自身の健康問題にとどまらず、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける乳幼児や未成年者、妊産婦を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

そうしたことから、喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

とりわけ、京都は、国内外から多くの観光客が訪れる地であることから、誰もが受動喫煙にあうことなく安心して施設を利用できるよう、京都らしいおもてなしの心で対応することもたいせつです。

このような状況を踏まえ、京都府では、「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、「京都府における受動喫煙防止対策の推進に関する報告書」(平成 22 年 2 月)を踏まえ、啓発や調査等の取組を進めてきたところですが、今後は、本憲章に基づき、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、京都府全体で受動喫煙防止対策を一層推進していくものとします。

公共性の高い施設においては、建物内禁煙を実施します。

それ以外の多数の者が利用する施設においては、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組めますが、将来的には、建物内禁煙を目指すこととします。

特に、乳幼児や未成年者、妊産婦が日常的に利用する施設においては、受動喫煙の防止に重点的に取り組めます。

また、京都は、日本有数の観光地であることから、観光客を含む全ての人に受動喫煙防止の取組を理解していただくため、誰が見てもわかりやすい表示を推進します。

さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。

行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報について、広く府民に周知を図ります。

禁煙実施施設は、施設利用者が受動喫煙を受けないようにするため、当該施設が禁煙である旨を表示するとともに、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組む施設は、その内容を利用者にわかりやすく表示するよう努めます。

保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

喫煙者は、周囲の人々に与える健康への影響に配慮し、喫煙マナーを遵守します。

受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を推進します。